

改正

平成24年3月30日告示第74号

平成25年3月29日告示第66号

平成26年3月31日告示第44号

平成28年3月31日告示第46号

平成28年7月29日告示第103号

荒尾市移動支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づいて行う荒尾市移動支援事業（以下「事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、荒尾市とする。ただし、社会福祉法人その他相当と認められる法人に事業の一部を委託することができる。

(事業の内容)

第3条 事業は、外出時に支援が必要な障害者等の地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的として、障害者等の社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援するものとする。ただし、これらの外出は、原則として1日の範囲内で行うものに限り、通勤、営業活動等の経済活動に係るもの、通年かつ長期にわたるものその他支援が適当でないものを除く。

2 前項の支援は、福祉事務所長が相当と認める者を障害者等のもとに派遣して行うものとする。

(対象者)

第4条 事業の対象となる障害者等は、法第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児で、市内に居住地を有し、かつ、外出時に支援が必要であると福祉事務所長が認めるものとする。ただし、そのうち身体に障害を有する者については、視覚障害を有する者又は肢体不自由の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級に該当する者であって両上肢及び両下肢の機能に障害を有するもの若しくはこれに準ずる者に限る。

2 前項の規定にかかわらず、法、介護保険法（平成9年法律第123号）その他の法令に基づくサー

ビスのうち当該事業に相当するものを受けることができる者は、事業の対象としない。

(利用料)

第5条 事業に係る利用料については、荒尾市地域生活支援事業利用料条例（平成18年条例第27号）の規定による。

(利用時間等)

第6条 障害者等が事業を利用できる時間は、1月当たり25時間以内とする。ただし、福祉事務所長が特に認めた場合は、この限りではない。

2 障害者等が事業を利用できる期間は、1年以内とし、当該期間終了後に再び事業を利用する場合は、その都度、次条の申請を行わなければならない。

(申請の方法)

第7条 事業の利用を希望する障害者又は障害児の保護者は、荒尾市移動支援事業利用申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して福祉事務所長に申請をしなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事由があると認められる者については、事後に申請をすることができる。

(利用の決定等)

第8条 福祉事務所長は、前条の申請書を受理した場合において、その内容を審査し、事業の利用を決定したときは荒尾市移動支援事業利用決定通知書（様式第2号）及び荒尾市移動支援事業利用者証（様式第3号。以下「利用者証」という。）を、却下したときは却下決定通知書（様式第4号）を、当該申請者に交付するものとする。

(変更の申請)

第9条 事業の利用が決定した障害者又は障害児の保護者（以下「利用決定障害者等」という。）は、決定内容の変更を希望するときは、荒尾市移動支援事業利用変更申請書（様式第5号）に必要な書類を添付して、福祉事務所長に申請をしなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事由があると認められる者については、事後に申請をすることができる。

(変更の決定等)

第10条 福祉事務所長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、変更を決定したときは荒尾市移動支援事業利用変更決定通知書（様式第6号）を、却下したときは却下決定通知書を当該利用決定障害者等に交付するものとする。

2 福祉事務所長は、前項の規定により変更を決定した利用決定障害者等に対し、利用者証の提出を求め、その再交付を行うものとする。

(氏名、居住地等の変更の届出等)

第11条 利用決定障害者等は、その氏名、居住地等に変更があったときは、速やかに、荒尾市移動支援事業氏名・居住地等変更届出書（様式第7号）に利用者証その他必要な書類を添付して、福祉事務所長に届出をしなければならない。

2 利用決定障害者等は、利用者証を汚損、紛失等したときは、速やかに、荒尾市移動支援事業利用者証再交付申請書（様式第8号）に利用者証を添付して福祉事務所長に申請をし、利用者証の再交付を受けなければならない。ただし、利用者証の添付は、紛失した場合を除く。

（利用の取消し）

第12条 福祉事務所長は、利用決定障害者等が次の各号のいずれかに該当したときは、その利用を取り消すものとする。

（1） 事業を利用する必要がなくなったと認められるとき。

（2） 市外に居住地を移したとき。

2 福祉事務所長は、前項の規定により利用の取消しを行ったときは、当該利用決定障害者等に対し、荒尾市移動支援事業利用取消通知書（様式第9号）を交付し、利用者証の返還を求めるものとする。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この告示は、平成18年10月1日から施行する。

2 この告示の施行前になされた事業の利用等に係る申請その他の行為は、この告示の規定によりなされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成24年3月30日告示第74号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日告示第66号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日告示第44号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第46号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年7月29日告示第103号）

この告示は、平成28年8月1日から施行する。